

# 共同受注事業の考えと方法

平成17年 1月  
建設コンサルタンツ協同組合

## ●目的

組合が契約の一方となる共同受注事業は、制度的・財政的に組合の受注体制作りが難しい。しかし、地元の組合員同士が設計共同体（JV）を結成して組合の共同受注事業委員会の支援を受けて受注活動をすれば受注の可能性がある。

すなわち、組合員相互の理解と協力のもとで別掲のマニュアルに従って「設計共同体（JV）を結成」して、受注拡大を図る活動を組合がバックアップする（組合員同士が「互いに協力するシステム」）ことを当面の目的としている。

## ●設計共同体（JV）とは

設計共同体（JV）は発注内容に応じて組合員等の複数社で結成する。設計共同体（JV）のメンバーには、発注内容に最適な得意分野の組合員及び発注内容に関連する他業種の業者が構成員となる。ただし、原則として同業種の非組合員は構成員にしない。

すなわち、構成員相互の得意な分野を組み合わせる事によって受注能力の強化又は受注範囲の拡大を図ろうとするもの。

受注活動は設計共同体（JV）の構成員が行い、受注した業務は夫々の構成員が得意とする分野別に業務を分担して消化し、設計共同体(JV)名で納入する。

したがって、設計共同体（JV）の結成にはお互いの得意分野を予め承知しておく必要がある。

なお、支部活動として、組合員同士が共同受注の対象となる、各発注案件を選択したり、共同受注する金額や受注した案件を担当する組合員を協議選定することは、独占禁止法上問題は無い。

## ●設計共同体（JV）の基本的ルール

設計共同体（JV）は、当組合の共同受注事業規約及び関連規定に基づいて結成する。また、設計共同体（JV）の構成員は、設計共同体（JV）協定書及び協定書第8条に基づく協定書を締結し、これらの諸ルールにしたがう。

設計共同体（JV）協定書は、国土交通省が定める「設計共同体協定書」と「設計共同体協定書第8条に基づく協定書」をベースに、①事業の仕組み②文言の表現③組合としての保証等を加除し作成する。

### ●設計共同体（JV）の組織態様

設計共同体（JV）は1入札毎の結成である。設計共同体（JV）は当面のあいだ「特定型の設計共同体」が結成し易いと考えられるので、「特定型の設計共同体契約書」を基本とするが、発注内容にしたがって、その都度、次の2パターンから選択する。

（構成員）	（契約態様）	（期待できる効果）
同能力の組合員同士	— 特定 — — JV — — 契約 —	より規模の大きい受注ができる=A
異なる能力の組合員同士		より幅広い分野の受注能力がつく=B
異なる能力の関連業者		

最近では、国土交通省及びその出先発注機関を受注対象にすることも可能になった。

地方公共団体を受注対象にする場合には、上記のA及びBパターンとも原則として可能である。

### ●支部の推薦と本部の支援

支部共同受注委員会は1件ごとに設計共同体（JV）を承認し、本部共同受注委員会の了承を受ける。

本部共同受注委員会は、了承した設計共同体（JV）の受注活動等について組合としてバックアップする。

なお、支部が結成されていない地域での設計共同体（JV）の承認は本部共同受注委員会が直接承認する。また、支部が行うべき支援活動は本部が選んだ組合員が行う。

### ●納入検査・手数料・配分等

設計共同体（JV）は受託業務の成果品を納入する前に、支部検査委員の検査確認を受けてから納入する。

設計共同体（JV）は発注者から支払いがあれば、組合本部に1%及び支部に3%の検査手数料等を納入する。

残余の96%はJVの業務を担当した各社が、担当した業務の量と質を評価しあって配分する。

### ●ブロック支部の設立

設計共同体（JV）結成の前提条件はブロック・支部活動であり、ここで組合員の相互の理解と協調が前提になる。

組合は、本部共同受注委員会と支部に支部共同受注委員会を設置するため、組

合幹部が各ブロックへ出向いて地元の組合員と支部を結成する懇談会を開催する。

支部区割＝北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州  
支部の共同受注委員会と設計共同体（JV）は裏表の関係にあると云える（ブロック支部又はより狭い地域単位でのJV結成も可能）。  
支部の結成よりも設計共同体（JV）の結成が先行した場合には、組合本部の共同受注委員会が支部共同受注委員会の機能を代行する。

注：「共同受注事業規約」は組合員へ配布済